

# イギリスのEU離脱とEUの未来

須 網 隆 夫

はじめに

早稲田大学の須網でございます。今日はよろしくお願いいたします。

今、EUの専門家と御紹介をいただきましたが、ブレグジット以来、EUの専門家はミニバブルを享受しています。それまでは、このような場にお呼びがかかることはほとんどありませんでした。イギリスのおかげで、私も、経団連の二一世紀政策研究所の主幹をやらせていただき、年に何

回かのセミナーやシンポジウムで話をさせていただいています。ですから、皆さんの中には「また同じ話か」とお感じの方もおられるとは思いますが、その点はどうか御容赦いただければと思います。

ブレグジットとは何か、EUとは何か、この二つが今日の私の話の一番根本的なテーマです。

EUについては、地域的な国際組織と受けとめられる方が多いと思います。国際組織は基本的に、「抜きたい」と言えばやめられるのが大前提です。例えば、先般、日本は国際捕鯨委員会から

脱退しましたが、日本国内の生活に影響はありません。脱退自体がもめることはありません。

しかしながら、イギリスのEU離脱に関しては、二〇一六年の国民投票以来、既に三年以上ずっと尾を引いています。今回、一応の区切りが見えてはきましたが、引き続き不安定な状況を抱えながら、重要なステップを一月末に迎えることになったわけです。

EUには、現在(二〇二〇年一月)、二八の加盟国があり、人口は五億一二〇〇万人です。これに対して、イギリスの人口は六六〇〇万人です。

一月末にイギリスが離脱すると、EUは二七カ国で、人口は四億五〇〇〇万人弱になります。イギリスはEUの一〇%以上の人口を占めていますので、イギリスの離脱がEUにとって非常に大きなダメージであることは間違いありません。

また、イギリスの人口のうち、スコットランド

が五二五万人、北アイルランドが一八〇万人、合わせて約七〇〇万人で、人口の一〇%以上をこの二地域が占めています。なぜこれらの地域をわざわざ取り上げたかといいますと、現在の離脱協定でも北アイルランドは特別な扱いをされて、当面はEUとの一体性が維持されますし、スコットランドは、離脱を契機に独立運動が活発化する可能性があるからです。イギリスのEU離脱は、連合王国自体の解体の始まりとの見方もありますが、それはあながち根拠がないことではないのです。

## 一、離脱までの経過

(EU複合危機から昨年一二月のイギリス総選挙まで)

今日は、最初に離脱までの経過をごく簡単にフォローした後、EUの一番の基礎である域内市

場についてお話しし、今後のEU・イギリス関係を展望するという流れで進めたいと思います。

ではまず、EU 離脱までを振り返ります。

二〇〇八年の国際金融危機の翌年、二〇〇九年秋にギリシャ政府の粉飾決算による財政赤字の隠蔽が発覚しましたが、これがユーロ危機に発展して以降、EU は解決困難なさまざまな問題にずっと直面してきました。

二〇〇九年以降、ユーロ危機を収束させるのに三、四年かかっていたところ二〇一五年には中東地域からの大量の移民・難民の流入が起きました。どんなにいいシステムをつくっていても、一年間に一〇〇万人を超える移民・難民がEU の領域内にいきなり入ってくれば、さまざまなか所でパンクしてしまうのは当然です。

二〇一五年一月から二〇一六年三月にかけて、今度はパリやブリュッセルで大規模な国際テ

ロが連続して起こり、しかも、難民がそのテロに関与していたことで大騒ぎになりました。そして、二〇一六年六月、イギリスで国民投票が行われ、そこでEU 脱退が決定したわけです。

このように、次々と危機が重なり、一つの危機が収束する前に次の危機が押し寄せてくることを、我々の専門用語では「複合危機」と表現しています。

二〇一六年の国民投票の結果は、「離脱」支持が五一・九%、「残留」支持が四八・一%で僅差でした。これ以後、EU との関係についてイギリスの世論は分裂し、その分裂が固定化した状態が現在まで続いてきましたが、昨年一二月の総選挙で保守党が圧勝し、一月三十一日の離脱に向けて前に進むことができました。一二月時点の世論調査では「離脱」支持と「残留」支持が逆転し、「残留」支持が少し多かったです。が、「離脱」派に

は非常に根強い力があります。

地域別に見ると、北アイルランドとグレートブリテン島の北のスコットランドで「残留」支持が多数だったのに対して、イングランドは、大都市圏のロンドンで「残留」支持が多い一方、それ以外の地方は全部「離脱」支持が多数となっています。

また、年齢層で見ると、若者は「残留」支持、高齢者は「離脱」支持で、ここも非常にはっきり色分けができます。

今後のEUとの関係を考えるときに、イギリス国内の世論は、地域的、年齢的に分断され、しかも固定化し、ちよつとやそつとでは修復できないような事態がこれからも続いていくと考えられます。

(離脱協定を巡るイギリスの混乱)

離脱に当たって、「私は出ます。さようなら。」では済みません。離脱に関していろいろな条件、内容を決めなければならぬことについては、EUとイギリスの間に意見の不一致はありません。まず離脱協定をつくり、それを双方で批准して離脱し、その後何年かの移行期間に入ります。そして、移行期間の間に将来のEUとイギリスの関係を議論し、お互いに合意して、移行期間が終わったら、今度はその新しい合意に基づいた両者間の関係に入っていく、これがこの間ずっと議論されてきたシナリオです。

ところが、実際はその通りには行きませんでした。古い離脱協定は二〇一八年一月にできました。EU側では、これを批准することに何の問題もありませんでしたが、イギリスでは、議会の承認がなかなか得られませんでした。イギリス政府

は、昨年（二〇一九年）一月から三月ぐらいいかけて、同じような内容の議案を何度か議会に提出し採決を求めましたが、いずれも否決されました。そこで結局、当時のメイ首相は辞任せざるを得なくなり、保守党党首選を経て昨年七月にジョンソン政権にかわったわけです。

（古い離脱協定の問題点）

一番の争点は、北アイルランドとアイルランドの間の国境の問題です。アイルランド島の北側がイギリスの一部である北アイルランドです。つまり、離脱した後は、アイルランドと北アイルランドの国境がEUとイギリスとの陸の国境になるわけです。

では、何が問題だったのでしょうか。今こそ、国際テロといえバイスラム原理主義者が起こすものと考えられています。一九九〇年代半ば

までは、一番テロを起こしていたのは、北アイルランドのアイルランド共和国軍（IRA）や、スペインのバスク地方の分離独立主義者である「バスク祖国と自由」といった組織でした。忘れがちですが、北アイルランド紛争は非常に深刻で、IRAのテロと、それに対抗するイギリス警察との衝突によって何千人の人が亡くなっています。

しかし、一九九八年に「ベルファスト合意」と呼ばれる和平合意ができたことで、北アイルランドに關係するテロは終息したわけです。

その合意の重要な内容の一つが、アイルランドと北アイルランドの間にハードな国境をつくらないうということ。もちろん理念的には国境はありませんが、お互い自由に往来できるように、国境を示す税関やパスポートコントロールを行う施設などは一切つくらないというものです。これは、両方の国がEUの中に入っているからこそできた

合意です。現在EUの中では、多くの国と国との間で域内国境は目に見えません。ベルギーからオランダに行くのも、オランダからドイツに行くのも自由です。そのようなことを実現しようというEUの中だから、両者はその内容に合意することができたわけです。

しかしながら、今回イギリスがEUから離脱すると、忘れられていた国境がまた復活してしまうことになります。EUは関税同盟に基づいていまして、離脱後、北アイルランドとアイルランド間には国境施設をつくる必要がありますが、そのようなことをしますと、ベルファスト合意に反することになり、北アイルランドのカトリック教徒を中心にテロが再燃する可能性があります。つまりイギリスは、EUから離脱するものの、国境施設をつくることができないので、このような矛盾した要件を満たす解決策をつくれるかが、この間

ずっと大きな問題になっていたわけです。

当初合意された離脱協定（旧離脱協定）には、新しい方法を考え出せるまでの間は、イギリス全体が関税同盟に残るといふ安全策が入っていました。ところが、これに対して、主に離脱派の国会議員や市民から批判が起こります。「EUとイギリスとの間で新しいアイデアについて合意ができない限り、イギリスはずっと関税同盟にとどまらざるを得ない。それでは、形式的には離脱したことになるが、実質的には離脱したことにならない。それは認められない」という理由です。メイ首相がまとめた旧離脱協定に対し、まさに彼女のお膝元である保守党から造反する人たちが出てきて、旧離脱協定を何度議会にかけても承認を得ることができなかったわけです。そのような中で昨年三月末の離脱期限を迎えてしまいました。仕方がないので、離脱期限を一〇月末まで半年ほど延

期し、その後、イギリスでは首相の交代が行われたのが昨年夏までの経緯です。

(新しい離脱協定のポイント)

では、どうするのか。今度の新しい離脱協定(新離脱協定)は、簡単に言うと、北アイルランドだけ関税同盟に残し、北アイルランドとそれ以外のイギリスの地域との間に国境を置くということです。すなわち、一つの国の中に関税上の国境をつくってしまうのです。日本でいえば、北海道と本州以南を切り離して、北海道と本州との間に関税上の国境を引くようなものです。これは本来あり得ない話なので、イギリス国内でも非常に強い反対がありました。ですから、メイ首相が最初につくった旧離脱協定においてこのアイディアは採用されませんでした。しかし、イギリス全体を関税同盟に残すことも、北アイルランドとアイル

ランドの間に関税上の国境を置くことも無理な状況の中で、ぎりぎりの選択として、一歩間違えると、北アイルランドをイギリスから切り離すと言えなくもないアイディアが採用されることになったわけです。

そこで、旧離脱協定の一部であるアイルランド・北アイルランド議定書を一部修正し、北アイルランドは引き続き関税同盟に残ることになりました。そのため、関税などの条項については、北アイルランドの地方議会である北アイルランド議会に決定させることになっています。もし北アイルランド議会が移行期間終了の四年後に継続を決定すれば、その状態はさらに続きます。

昨年一〇月にまとまったジョンソン首相のこの新離脱協定案は、当初下院で否決されました。労働党は当然反対です。イギリスを分断するような話ですから、反対が強かったのです。そこで仕方

なく一二月に総選挙を行ったわけですが、保守党は議席を二九八から三六五に七〇近く伸ばしました。しかも、ジョンソン首相に造反するような人は候補者にしない、当選したら首相の言うことを聞く人ばかりを候補にしたので、保守党が勝ったことよって、ジョンソン首相の新しい離脱協定案は議会で無事承認されました。その結果、イギリスは一月三一日にEUを離脱し、今年末までの移行期間に入ることになったのです。

(イギリスに残された課題)

これでイギリスの離脱がはっきり決まり、長い間もめていたことが解決したのはいいのですが、課題はまだ残されています。

それは、移行期間の間に、二〇二一年からのEUとイギリスの関係を規律する新しい通商協定を締結しなければならないことです。これは、カナ

ダとEUが結んだ包括的な自由貿易協定と類似したものになるのではないかと言われています。

何が問題かという点、一番指摘されるのは、協定締結が果たして間に合うのかということです。自由貿易協定の締結には時間がかかり、例えば日本とEUの経済連携協定も、EUとカナダの協定も締結までに数年かかっています。しかし、移行期間は一一カ月しかありません。批准の時間を考えると、実際に交渉できる時間はもっと短くなります。ただ、そこは両者ともわかっているのとにかくミニマムな内容だけ合意して、移行期間が終わった後、円滑に次のステップに行けるように合意するというシナリオももちろんあると思います。

しかし、もう一つ困ったことがあります。それは、新離脱協定自体が円滑に実施されるのかどうかということなのです。

新離脱協定の中身を見ると、先ほどのアイルランドと北アイルランドの関係の議定書についても、離脱した後の関税の具体的な徴収方法などの詳細はまだ決まっています。それについては、EUとイギリスの代表者で構成する合同委員会で決定すると書いてあります。ただし、どちらも拒否権を持っているので、双方の合意がなければ決定には至りません。このほかにも、協定の枠組みには困難な問題を先送りしているところがたくさんあります。それらを時間内に解決できればよいのですが、できないとどうなるのかという不安が拭えない部分があるため、本当に合意ができるのが課題と考えられます。

このように見てくると「移行期間が短か過ぎるのではないか」という議論が出てきます。もともと移行期間は、昨年（二〇一九年）三月末の離脱を前提とした二年弱でした。しかし、イギリスに

おける離脱協定の批准が一年近く延びてしまったために、移行期間が非常に短くなってしまったわけです。それなら、移行期間を延長すればよいという考え方もあります。確かに新離脱協定の一二条一項には「一回だけ延長できる」と書いてありますが、その決定は今年の六月末が期限です。仮に延長になった場合、条文には「何年までは延長できる」と明確に書かれていないので、実際にどれだけ延びることになるかわかりません。

移行期間の間は現状と何も変わりませんので、イギリスにとっては不利です。現在のEU法に加えて、移行期間中に制定される新しいEU法も適用されるからです。当然のことながら、イギリスは一月三十一日に離脱した後、新しいEU法の決定プロセスには入れません。しかし、移行期間中も、EUがつくった法律は適用されますから、イギリスができるだけその期間を短くしたいと思う

のは当たり前のことです。そのため、イギリス政府は延長しない方針をはっきり打ち出しています。

今後注目すべきポイントは、六月末までに移行期間の延長があるのか、延長しないなら、年末までの間に新しい通商協定はできるのかということだと思います。できない場合は、何の協定もない段階に入っていきます。両者の通商関係は、普通に考えればWTOによって規律されることになり、EUの対外共通関税がそのままイギリスに適用されることになります。特に日本の製造業で、イギリスに拠点を持ち、そこで生産した製品をEUに輸出している企業にとっては、コストアップの要因にならざるを得ないと思います。

## 二、EUとは何か

(EUは国際組織か?)

さて、ここからは、EUとは何かという話に入っていききたいと思います。

EUからの離脱がなぜこれほどややこしくなるのか、その本質的な説明に関係する部分です。EUはEU条約という国際条約の締結に基づいてできていますので、その限りでは確かに国際組織と考えてよいわけです。しかしながら、「EUは普通の国際組織ではない」というのが、国際法の研究者の間である種のコンセンサスになっています。

EUとは何かを定義しようとする時、幾つかのキーワードがあります。国家が管轄する事項の多くについて、その権限が加盟国からEUに移され

たことにより、EUと加盟国は、連邦国家ではないものの、権限をお互いに分有し合う「連邦制度」になっています。しかもそこには、国際法でも国内法でもない「EU法」という別の法律秩序が成立していて、それが加盟国の国内法と一体となつて域内をコントロールしている組織です。要は脱退できないことはありませんが、脱退するといろいろなところに大きな影響が及ぶということです。

では、なぜそのような影響が生じるのでしょうか。EUの一番の基礎は「域内市場」です。域内市場とは、EU域内に作られた、内部に国境のない領域です。別の言い方をすれば、個々に独立していた加盟国市場を国内市場の条件に近い一つの市場に統合したものと定義できます。私が学校で学生に教えるときにいつも言うのは非常に単純で、「東京と大阪の間でできることを考えてみま

しょう」ということです。東京と大阪の間でできることは全て、ロンドンとフランクフルト、パリとフランクフルト、ミラノとロンドンなど、EU内の国境を越える二地点間でできなければいけない、これが域内市場の本質です。

普通、市場は一つ一つの国ごとに成立していて、国と国との間にはさまざまな障壁があります。したがって、一国内でできることは、国を越えたらできないのが原則です。しかし、EUの場合には原則と例外がいわば逆転しています。全部でできるのが原則で、できない状況が例外的に認められる、これが域内市場の説明の仕方です。しかも、人・商品・サービス・資本という生産活動を支えている四つの要素の自由移動が保障される国境のない領域を内部につくるのがEUです。外と中を完全に分けるという発想ですから、イギリスが外に出るということは、イギリスにある企業に

図表 1

▶2. 3. 地域経済統合の諸段階

(1) 自由貿易地域(Free Trade Area)

締約国原産品を対象

例) 日 EUEPA, 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的協定 (CPTPP)

(2) 関税同盟(Customs Union)

全ての製品

例) ドイツ関税同盟、ベネルクス関税同盟

(3) 共同市場(Common Market)

製品だけでなく、サービス・人・資本も対象

例) EU 域内市場

(4) 経済通貨同盟(Economic and Monetary Union)

通貨も統一

例) EU 経済通貨同盟

とって大変なインパクトが生じることになります。

(地域経済統合の諸段階)

図表 1 は地域経済統合の諸段階を示したものであるが、自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済通貨同盟の四つに分類されます。

自由貿易地域は、締約国の原産品だけを対象に  
関税や数量制限をなくすもので、日本が行っている  
経済連携協定は全て、この自由貿易地域をつくる  
ものです。

それに対して関税同盟は、もちろん関税はなく  
しますが、対象にしている商品は締約国の原産品  
だけでなく、あらゆる商品が自由移動の対象にな  
ります。ですから、例えば日本製品が一旦 EU の  
中に入れば、それをどの国に動かそうが全部無関  
税になります。EU 加盟国の原産品に限らず、ア

アメリカ産でも、日本産でも、一旦入れば自由移動できるのが関税同盟です。そのため、必然的に対外共通関税とセツトになります。同盟国間では関税をかけないかわりに、同盟国以外の国との間では、各国は関税主権を放棄して共通関税を導入します。

共同市場は、商品の移動に加え、サービス・人・資本も自由移動の対象にします。

そして経済通貨同盟は、サービス・人・資本・商品が全部自由移動になった後もなおかつ障壁として機能する通貨の相違もなくしてしまうものです。

EUの場合、関税同盟を基礎として一九九二年末に共同市場（域内市場）を達成し、さらに、ユーロ圏の加盟国一九カ国については通貨も統一しました。ユーロ圏に入っていない国はまだ共同市場の段階ですが、一応、関税同盟から始まって

経済通貨同盟という完成形態にまで至っています。

#### （非関税障壁を巡る相互承認の原則）

関税障壁は関税同盟でなくなりますが、なお問題になるのは非関税障壁です。EUにおいて、この非関税障壁をコントロールするのが、「相互承認」の原則です。

どのようなものか具体例で説明します。以前、フランスから「Cassis de Dijon」というリキュールを輸入し、ドイツで販売しようとしたケースがありました。日本でもカシスオレンジなどのカクテルに使われるリキュールです。

ドイツとは非常にしろい国で、製品についていろいろな独自のルールがあります。リキュールについても、最低アルコール含有量の規制があり、それを二五%としています。このような規制

を考えるのはドイツだけで、フランスやほかの国にはこのような規制はありません。そのため、フランス国内で適法に生産されるCassis de Dijonには、アルコールが一五〜二〇%しか入っていないので、ドイツに持って行っても売れないことになります。

これは数量制限でも、差別でもありません。ただ昔からドイツにある伝統的な規制です。要するに、輸入国と輸出国との間でルールが違うために、そこで障壁が生じるわけです。これは日本も常にかけている障壁です。WTO協定ではTBT協定で、この問題をコントロールしているわけですが、EUのようなドラスタチックな解決の仕方はありません。

このケースの裁判所の判決は、加盟国法間の相違から通商阻害効果が生じている場合、その規制は禁止される。つまり、輸入してきたものがフラ

ンスで適法に売られている限り、ドイツのルールと合わないからといって、輸入を拒否したり販売を禁止することはEU法違反であると判断したわけです。

フランスの規制内容をドイツが承認する形になるので、「相互承認」と言っています。このように、各国がそれぞれ規制権限を持ちながらも、それが通商障壁にならないように工夫されています。

#### (人の自由移動)

人の移動についても同じです。労働者はもちろん、専門職の自由移動も認められているので、弁護士も自由移動することができます。日本の弁護士や法学の先生たちに言ってもなかなか理解してもらえないのですが、これは、ほかの国に行って外国法事務弁護士として働けることを意味してい

るものではありません。

例えば、ギリシャの弁護士資格を取得した人がドイツに行ったら、条件がつく部分もあります。が、原則は、ドイツへ行ったらドイツ法についてプラクティスできるという話です。日本では、東京で働いていた弁護士が、北海道や大阪でも自由に働くことができますが、それと同じことを資格の相互承認という考え方で実現しようとしているわけです。

どこの国でも、外国人には入国の自由はないというのが憲法の基本的な考え方だと思いますが、EUの域内では、EU加盟国国民である限り、外国人に入国の自由が認められ、憲法原則も既に変容させられています。もちろん、今回の新型コロナウイルスのようなものが出てくれば、それは国境でとめることになると思いますが、実際、非常に多くのEU市民が現在イギリスに居住していますし、その

逆もあります。

### (ブレグジットの意義)

要するに、域内市場からの離脱は、通常の国際組織からの脱退とはかなり違います。そして、もう一つ重要なのは、加盟国の国民に直接影響することです。イギリスが離脱した後、今イギリスにいる三六〇万人のEU市民と、スペインなど他の加盟国にいる一〇〇万人近いイギリス人は一体どうなるのか。新離脱協定一〇条一項では、移行期間の終了以前に移動した者の既得権は引き続き保護されると規定しています。この規定は、総論のすぐ後に出てきます。実際に住んでいる各加盟国の国民にとって最も重要なことなので、これが最初に規定されているわけです。

今回のブレグジット全体としてのイメージは、国際組織よりも国家からの独立に近いと見たほう

が話は早いかもしれません。

### 三、EUの将来

(EUの取り組むべき課題)

最後に、EUの将来についてお話ししたいと思います。

まず、考えられるのは、EU離脱のドミノは起きるのかということですが、EUはさまざまな不安定要因を抱えており、それらに着目すると、離脱ドミノが起きて、最終的に解体に至るという考え方もありますが、一方で、現在のEUを支えている安定要因もいろいろあります。

結論としては、恐らく離脱ドミノは起きません。二一世紀政策研究所のブレグジットに関する研究会には、経済、法律、政治などの専門家がメンバーとして入っていますが、彼らも基本的に私

と同じような理解です。イギリス抜きでEUは続いていくと考えています。

それでは、EUは今のままでいいのかというと、これはまた別問題だと思います。EUが取り組むべき課題は非常に明確で、その大きなものの一つが、欧州社会における分断です(図表2)。

日本では、EUの各加盟国において、ポピュリズム的な政党が選挙で勝利したり、多数にならなくても支持が伸びていることが報道されています。また、フランスでは、マクロン首相のお膝元で「Gilets jaunes (黄色いベスト)」運動が一昨年から断続的に続いています。

これらはやはり、EU加盟国間の格差、加盟国内の市民社会における格差が非常に拡大し、それに対してEUが有効な手だてを講じられなかったことが大きく影響していると思います。イギリスの国民投票でも、繁栄しているロンドンと衰退し

図表2

- ▶2. EU の取り組むべき課題 - 欧州社会の分断の克服
  - ▶ (1) ポピュリズムの背景
    - ▶ 加盟国間格差・加盟国内格差の拡大
  - ▶ (2) 連帯政策・社会政策の強化
    - ▶ ローマ宣言「社会的な欧州の実現」(2017年3月)
    - ▶ 「欧州社会権に関する柱」(2017年11月)
    - ▶ 加盟国間格差と加盟国内格差の双方を是正する必要
  - ▶ (3) 欧州委員会の方針
    - ▶ 新欧州委員会フォンデアライエン委員長の優先課題: 環境政策と格差対策
      - ▶ 環境政策 - 気候変動対策支援のための「移行基金」の提案
      - ▶ 格差対策 - ユーロ制度改革(財政ルールの柔軟適用), EU レベルの最低賃金の導入

ている地方の差が投票結果に非常に明確にあらわ  
れていましたが、これは別にイギリスだけの話で  
はありません。全加盟国が同じような問題を抱え  
ているわけです。あえて言えば、日本でも東京と  
地方は同じ状況と言えるかもしれません。

昨年の一月から、EUの行政執行機関である  
欧州委員会の委員長にドイツのフォンデアライエ  
ン氏が就任し、運営を任されています。新しい欧  
州委員会も、優先課題として環境とともに格差対  
策を打ち出していますので、問題点はよく理解さ  
れているのではないかと思います。

もう一つの問題は、ユーロ圏諸国の先行統合で  
す。これは加盟国間の格差を半ば前提にするよう  
なところがあり、両刃の剣の部分があります。両  
者がどのように進んでいくのかわかりませんが、  
一つの可能性として見れば、ユーロ圏諸国(一九  
加盟国)がより統合を進めていくというのも、E

Uの将来を考えたときには一つの有力なシナリオ  
だと思えます。

今回イギリスが離脱できたのは、ユーロ圏では  
ない、つまり単一通貨ではなかったことが非常に  
大きいと思います。ユーロ圏諸国の場合、離脱し  
たらそれまでのユーロを自国通貨に切りかえるこ  
とになるわけですが、これは並大抵のことではあ  
りません。不可能ではないにせよ、非常に深刻な  
影響を及ぼしかねません。イタリアやフランスで  
も一時期、EU懐疑派的なポピュリズム政党の人  
たちがユーロからの離脱を叫んだりしていました  
が、最近は余り言わなくなりました。全面的に言  
わなくなったかまではチェックしていませんが、  
イギリスの離脱の過程を見ていて、ユーロ圏では  
ないイギリスでもこれだけ大変なのに、まして  
ユーロ圏の国がユーロをやめるのは現実的な選択  
肢なのか、多くの人が疑問を抱き始めたからでは

ないかと思えます。

(今後のEUとイギリスの関係)

さて、今後のEU・イギリス関係についても見  
ておきたいと思えます。

移行期間終了の今年末までに、妥協して自由貿  
易協定をつくってしまうのが一番あり得るシナリ  
オだと思えますが、当初の段階では通商障壁はそ  
れほど高くないと思えます。

今イギリスはEU法を全面的に適用していま  
す。しかも、その制定過程にはイギリスも入って  
いましたので、不満は大きくないと思えます。た  
だ、EU法の制定は、多数決ですから、イギリス  
が反対しても、ほかの加盟国が賛成すればEU法  
が決まり、それによってイギリス国内が規制され  
ている部分もあります。ですから、離脱したらす  
ぐに新しい法律をつくらうと考えるかもしれませ

んが、対象となる規制の数は少ないので、移行期間が終了した段階で自由貿易協定が締結されると仮定すれば、当初の段階では通商障壁は低いと思います。

そのため、「離脱したが余り変わらない。こんなものか」と思う人は多いかもしれません。確かに初期はそうですが、三年、五年、そして一〇年とたつていくにつれて障壁はだんだん高くなっていきます。それは、相互承認の原則がきかなくなるせいでもあります。

また、EUはEUで新しい法律をつくり出していきます。しかも、イギリスはもういませんから、大陸諸国の発想に親和的な法律ができてくると思います。一方、イギリスはイギリスで新しい立法をいろいろな分野で徐々に進めていきますから、両者の差異が時間とともに開いていきます。要するに、今まで域内市場の中で自由移動ができ

ていた状況とは全く変わってしまいますので、イギリスから域内市場へのアクセスが今後も保障されると考えるのは非常にリスクだと思います。

#### (金融市場への影響)

さて、移行期間終了後のロンドンの金融市場はどうなるのか。ここは皆さん関心をお持ちだと思いますが、先週の金曜日、我々の研究会の中でもこの問題について議論しました。楽観説と悲観説の両方がありましたので、それを御紹介させていただきます。

証券業界では、ロンドンの地位は動かないと思っっている方が多いのではないかと思います。ロンドンが現在持っている国際金融市場としてのインフラは、現段階では他の大陸の市場の追従を許さないものがありますし、これだけグローバル化した国際金融市場においては、市場にフレンド

リーなアングロサクソンのルールのほうが市場参加者になじみやすいといえます。そのことを考えると、やはりロンドンの地位は動かないと考える人が多いと思います。

しかしながら、悲観説として、EUが大陸の金融市場を育てるために新しい規制を導入して、中・長期的にはロンドンの地位を失わせるのではないかという考え方があります。実際、銀行同盟ができて、銀行の監督は欧州中央銀行と加盟国の中銀でやっていくことになっていますので、大陸の金融市場もそれなりの大きなボリュームを必要とするのではないかという意見もありました。

どちらのシナリオが果たして妥当するかですが、一つのポイントは、EUが今後どのような規制をつくるかに影響されると思います。例えば、EUが大陸型の規制に重きを置いた、いわば規制でがんじがらめにするような方針をとれば、規制

はうまくいっても、実際のビジネスはより自由さを求めてロンドンに行くと思います。逆に、国際金融情勢を踏まえた上で、市場にフレンドリーで、しかもロンドンとは違う内容の規制をEUが発展させていくことができれば、ロンドンの地位が揺らぐこともあり得るのではないかというのが、先日の私どもの結論です。

最後に日本との関係ですが、日本とEUは昨年EPA（日EU経済連携協定）とSPA（日EU戦略的パートナーシップ協定）を発効させ、新しい関係になってきており、今後は日英のEPAも早晩議論が始まると思います。イギリスにせよ、大陸EU諸国にせよ、日本とは同じ価値観を共有するパートナーとしての立場にあると思いますので、それが発展していくことを願っているのが現状です。

御清聴、どうもありがとうございました。（拍

手)

○増井理事長 大変わかりやすく、かつ整理されたお話をいただきまして、どうもありがとうございます。ありがとうございました。

せっかくでございますので、御質問等いかがでしょうか。すぐに出ないようですので、私のほうから質問させていただきます。

一つはイギリスの話です。北アイルランドとアイルランドの国境に税関などの施設はつくらないといっても、具体的にイメージができません。そのあたりは一体どのように行うのでしょうか。

もう一つはEUですが、今後中国との関係はどのようになっていくのでしょうか。

○須網 税関をつくらないでどうやって関税を取るのかは、まさにご指摘のように問題です。詳細はまだ明らかになっていないのですが、イメージ

的には、例えばイングランドの港から北アイルランドに商品が動くときに、港で仕向け地を申告させるのではないかと思います。それが北アイルランドで消費される場合は、もちろん一国内ですから無関税です。北アイルランドを経てアイルランドに行くときとは、イングランドから北アイルランドへ行く港や空港で関税を取るといのが現在のアイディアだと思います。

しかし、申告したときは北アイルランドで消費するつもりだったのが、その後状況が変わってアイルランドに送らなければいけなくなった場合の対応などについてはよくわかりません。そもそもこのアイディアには、そのようなことが本当にできるのかという議論がありました。ですから、ここも注意して見ておかなければいけないと思います。

スコットランドについては、歴史的にはもともと

と別の国で、二〇一四年には独立の是非を問う住民投票が行われています。また、スコットランドの領域には北海油田がありますが、その富がスコットランドをスルーしてイングランドのために使われているのではないかという不満もあります。そのような中で、スコットランドではスコットランド民族党（SNP）が非常に強くて、昨年一二月の選挙ではほとんどの議席をとりました。SNPは「独立のための住民投票をもう一回やらせろ」と言っていますが、それに対して現政権は「いや、それは許さない」という対応をとっている、しばらくはにらみ合いの状態が続くのではないかと思えます。

これは非常に逆説的ですが、EUの中に入っていると、国というものの重みが相対的に軽くなります。そのために各加盟国の中の地域がより活性化して、分離独立運動が進んできています。一番

激しかったのは、スペインのバルセロナを中心としたカタロニアで、スペインからは独立するがEUにはとどまるという路線です。スコットランドもまさに同じで、イギリスからは独立するがEUにはとどまるといえるものです。先ほど述べたようにスコットランドは基本的に残留派ですから、このような動きをジョンソン政権がうまくコントロールして、イギリスとしての一体性を本当に維持できるかも、今後の見どころだと思います。

つぎに、対中国政策ですが、これも非常に大きなポイントで、一带一路政策の影響は、すでに東ヨーロッパの加盟国に及んできています。例えばハンガリーは、司法の独立を現政権が侵害して、欧州委員会やほかのEU加盟国との間である種の緊張関係が強くなっています。昨年一二月にハンガリーのオルバン首相が来日しましたが、彼は、以前には、「我々が目指すべき方向性は中国だ」

と正式に言っています。中東欧の諸国や、加盟候補国になっているセルビア（旧ユーゴ）、あるいはイタリアなどについても中国への接近が見られません。

ただ、これは状況の一面でして、もう少し多面的に見ると中国に対する警戒感もあります。例えば香港の事態は、中国に対する見方により影響を与えていると思います。EUがどのような政策によって、東欧の加盟国を引きつけていくのかも、今後五年ぐらいの中期的な見どころではないかと思っています。

○質問者 EUには、イギリスの離脱に対し、出ていってもよいという考え方と、引きとめたほうがよいという考え方があったと思いますが、その辺のバランスの変化はどうだったのでしょうか。

○須網 イギリスの離脱はEUにとって大きなダメージだと思われていますが、EUの人たちが全

員そう感じているかという点、意外とそうでもありません。一週間ほど前、ブリュッセルでプラクティスしているオランダ人の弁護士が東京へ来たので、話をしたときには、「いいと思うよ。イギリスがいなくなっても意思決定も早くなるし。」という反応でした。負け惜しみの部分もあるとは思いますが、国民投票の前、EU側はイギリスに非常に譲歩していました。ですから、キャメロン首相は、二〇一六年二月のEUとイギリスとの新しい協定を受けて、EU残留を主張したわけですが、それにもかかわらず離脱という結果になったことで、「もう離脱しても仕方がない」という声はやはりあると思います。

日英関係は良好な時代が長く続いていて、日本の企業も、ヨーロッパ本社は大体ロンドンです。我々にとってイギリスの存在はとても大きいので、イギリスを特別視しますが、イタリア、ギリ

シヤ、スペインなど南の加盟国からすると、恐らくイギリスの離脱は余り大きな問題ではありません。むしろ難民問題を解決するほうが重要です。ただ、そこは国によって事情も違いますので、一概にはなかなか言えないと思います。

日本はどうしても、ロンドン発の情報が大陸発の情報よりたくさん入ってきますし、しかも英語ですから重視しがちですが、イギリスの持っている重みは、我々が思っているほど重くないかもしれないことも、どこかで考えておいたほうがよいのではないかと思います。

○増井理事長　まだ御質問があるかもしれませんが、時間もオーバーしていますので、このあたりで「資本市場を考える会」を終わらせていただきますと思います。

今日はEUに関する大変明快なお話を伺いました。須網先生、どうもありがとうございました。

(拍手)

(すあみ　たかお・早稲田大学大学院法務研究科教授)

(本稿は、令和二年一月二十七日に開催した講演会での講演の要旨を整理したものであり、文責は当研究所にある)